

学校いじめ防止基本方針

明石市立明石商業高等学校

1 本校の教育方針

「自立・親和・感謝」の校訓の基、自主自立・協同親和の精神に富み、何事にも感謝する心を持つ人材の育成をめざしている。そのため次の教育目標を掲げる。

- (1) 専門教育の充実と特色ある学校づくりに努め、望ましい職業観を確立し、世界の産業界で活躍できる人材の育成を図る。
- (2) 自らの責任を果たし、規律と義務を尊重し、真の自立心を持つ人材の育成を図る。
- (3) 知性を磨き、節度と礼儀をわきまえ、自信と誇りを持ち、協同親和の精神に富む人材の育成を図る。
- (4) 確かな人権意識を育み、他者を思いやり、自己を尊重し、感謝する心を身に付け、豊かな人間性を持つ人材の育成を図る。

これらの教育方針を踏まえ、全教職員が、人権の大切さについて理解し、保護者や地域、関係諸機関と連携し、また、支援を受けながら、全ての生徒が安全に安心して有意義に学校生活を送ることができるように、指導・支援体制を構築し、いじめを許さない学校づくりを推進するために、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

人間は共に生きているという原点に立って、温かい心を育み、お互いを思いやり人格を尊重しながら成長し合うような豊かな人間性を育み、暴力を許さず生命や人権を守る教育を計画的・組織的に推進し、いじめの未然防止を図る。また、各教職員が持つ生徒情報を全教職員が共有し、いじめの早期発見・早期対応を図り、迅速に解決するために、以下の指導体制を構築し取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1 校内指導体制及び関係機関】

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見できるようチェックリストを別に定める。

【別紙2 チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、防止のための取組、早期発見の在り方、対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。また、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認められるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士や市教育委員会事務局児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、明石市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

地域から愛され、信頼される学校を目指している本校は、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があり、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会、学年保護者会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、この基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。これに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域との連携を積極的に図るため、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。